

市政アドバイザーからの
津山への提言



株式会社保健教育センター 代表取締役社長

井田 章子さん(東京都)

今回は、健康維持や増進のために集団・個別指導の事業を展開するなど、健康教育の分野で活躍されている井田さんから提言をいただきました。

超高齢社会、介護市場は地産地消で

東日本大震災を受け、現在の日本は大変な試練の中にあります。しかし、それ以前から日本の財政は危機的状況にあり、格差社会の広がり、特に大都市、農山村部の経済的地盤沈下は高齢化社会の進展と共に日本が抱える大きな課題となっています。昨年6月、国は「元気な日本復活のシナリオ」と題した新成長戦略を発表し、その中で環境やエネルギー、介護などを新たな成長分野として取り上げています。

介護分野について述べると、現在、日本の高齢化率は23.1%、介護保険給付費は約7兆円。これが2025年には3倍強の約24兆円になると予測されています。

この数値を「国家財政を危機にさらすゆゆしき問題」と見るか「介護マーケットの拡大」と見るか、いかがでしょうか。

介護保険は介護用品や介護サービスなどを要介護者に支給する事業であり、介護保険給付費24兆円はその対価です。この市場は今後、高齢化が一層進む自治体では20〜30億円規模の市場に成長すると推察されます。

津山市では、この介護市場を全国規模の大手事業者委ねることなく、地産地消型で地元事業者やNPOが参入しやすい市場になってほしい。そのための介護人材の育成、サービスの質の確保は行政の役割として、しっかりと行ってほしいと思っています。

◎いだ あきこ 昭和19年津山市生まれ。落合高校、横浜国立大学学芸部を卒業。昭和59年より現職。財団法人総合健康推進財団評議員、社会福祉法人光臨園評議員も務める

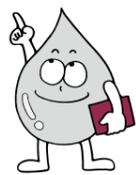
皆様のご意見をお聞かせください (パブリックコメント)

パブリックコメントとは、市が重要な計画や条例を制定するときに、広く市民の皆さんから意見を聞いて、それを反映させることでよりよい行政運営を行うものです。

津山市下水道中期ビジョン

下水道事業の将来目標と、今後10年間に取り組むべき事業計画です。

締め切り 9月30日(金)必着
閲覧場所 下水道課または市ホームページ
応募資格 次のいずれかに該当すること①市内在住の人②市内に事業所などがある個人、法人、その他団体③市内に通勤、通学する人
応募方法 下水道課に備え付けの用紙(市ホームページから印刷可)に、住所、氏名(または団体名)、電話番号を明記し、郵送、ファクス、Eメール、市ホームページからの投稿、または直接、応募



問い合わせ先 〒708-8501津山市山北520下水道課(市役所6階) ☎32-2100 ☎32-2156
 ✉ gesui@city.tsuyama.okayama.jp

津山市第2次ごみ減量新行動計画

環境型社会構築に取り組むためのごみ減量・リサイクル推進の指針になる計画です。

募集期間 9月28日(水)~10月27日(木)必着
閲覧場所 環境事業所、環境生活課、各支所市民生活課または市ホームページ
応募資格 次のいずれかに該当すること①市内在住の人②市内に事業所などがある個人、法人、その他団体③市内に通勤、通学する人
応募方法 環境事業所、環境生活課または各支所市民生活課に備え付けの用紙(市ホームページから印刷可)に、住所、氏名(または団体名)、電話番号を明記し、郵送、ファクス、Eメール、市ホームページからの投稿、または直接、応募

問い合わせ先 〒708-0863津山市小桁401-15環境事業所 ☎22-8255 ☎23-7055
 ✉ gomizero@city.tsuyama.okayama.jp

都市計画の変更原案の縦覧と公聴会

都市計画道路の変更 (縦覧・公聴会)

都市計画道路の見直しについて、変更原案を縦覧し公聴会を開催します。公聴会で意見を述べようとする人は、縦覧期間内に意見書を提出してください。

路線名と削除する区間

路線名	削除する区間	備考
中央線	安岡町~勝間田町	
井口小田中線	鉄砲町~小田中	
皿一宮線	上河原~東一宮	
上河原小原線	上河原~小原	皿一宮線に編入
院庄横山線	院庄~平福	
一宮野辺線	東一宮~東一宮	



●縦覧・意見書

縦覧期間 9月30日(金)~10月14日(金)の執務時間内(平日のみ)

縦覧場所 県都市計画課と市都市計画課

意見書提出方法 県都市計画課または市都市計画課に備え付けの用紙に意見を記入し提出

●公聴会

とき 10月25日(火)午後2時~

ところ 市役所2階大会議室

意見書を提出した人が多数の場合は、公述人の人数または時間をあらかじめ制限することがあります。また、原案に関係のない意見は述べることはできません。

※縦覧期間中に意見書の提出がなかった場合は、公聴会は中止されます。なお、その場合は県公報と県都市計画課ホームページでお知らせします

津山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (都市計画案の縦覧)

●縦覧・意見書

縦覧期間 10月7日(金)~21日(金)の執務時間内(平日のみ)

縦覧場所 県都市計画課と市都市計画課

意見書提出方法 県都市計画課または市都市計画課に意見書(様式自由)を縦覧期間内に提出

問い合わせ先 県都市計画課(県庁6階) ☎086-226-7492または市都市計画課(市役所5階) ☎32-2096